

令和3年度(2021年度)版
熊本県食肉衛生検査所事業概要
(令和2年度(2020年度)実績)



目次

第1 総説

1	沿革	1
2	概要	
(1)	と畜検査	4
(2)	食鳥検査	5
(3)	所管施設の位置関係	6
3	施設の設置及び権限に係る法令等	
(1)	熊本県食肉衛生検査所設置条例	7
(2)	熊本県食肉衛生検査所処務規程	8
(3)	熊本県衛生事務に関する委任規則	12
4	施設の概要	
(1)	建物平面図	14
(2)	主な検査機器一覧	15

第2 と畜検査業務の概要

1	と畜検査総括表	18
2	熊本県内と畜検査頭数	19
3	年度別と畜検査頭数	
(1)	年度別と畜検査頭数(牛)	20
(2)	年度別と畜検査頭数(豚)	20
(3)	年度別と畜検査頭数(馬)	21
(4)	年度別と畜検査頭数グラフ	21
4	と畜場内とさつ頭数及び獣畜のとさつ解体禁止又は廃棄したものの原因	
(1)	と畜場:A	22
(2)	と畜場:B	23
(3)	と畜場:C	23
(4)	と畜場:D	24
(5)	と畜場:E	25

第3 食鳥検査業務の概要

1	食鳥検査総括表	26
2	処理場別 廃棄処分状況	27

第4	施設への衛生指導関係	
1	立入監視指導状況	28
2	微生物学的検査に基づく衛生指導実績	29
3	施設とのミーティング・会議等	29
4	施設への衛生教育	30
第5	精密検査	31
第6	輸出関係業務	
1	輸出認定施設に係る監視指導	
(1)	KU-1	33
(2)	KU-2	34
(3)	KU-3	34
(4)	その他の施設	35
2	輸出食肉衛生証明書等発行実績	36
第7	講習会及び調査研究等	
1	講習会の実施状況	
(1)	リスクコミュニケーション	38
(2)	研修受け入れ	38
(3)	データ還元事業	38
2	職員への研修（と畜・食鳥検査員を対象）	39
3	調査研究、発表等	39

第1 総説

1 沿革

昭和46年度 (1971年度)	4月	熊本県畜産流通センター建設準備室発足 (農政部、衛生部の関係職員で構成)
	10月	菊池郡七城町林原に建設決定(26ha)
昭和47年度 (1972年度)	4月	食肉衛生検査所及び畜産流通センター一起工式
昭和48年度 (1973年度)	4月	熊本県食肉衛生検査所設置条例公布施行
	5月	社団法人熊本県畜産流通センター操業開始 食肉衛生検査所業務開始(5月4日)
昭和49年度 (1974年度)	4月	県北地区の勤務時間外の病畜等の検査機関となる 病畜の受付(搬入)時間を22時までとし1名の宿直制とする
昭和56年度 (1981年度)	4月	宿直制廃止 20時までを検査所待機とし、20~22時を自宅待機とする
昭和60年度 (1985年度)	10月	社団法人熊本県畜産流通センターを発展的に解散し、(株)熊本畜産流通センターとして新発足
	3月	食肉衛生検査所敷地4,362.37㎡を県有地として確保 <<県有の畜産流通センター敷地及び施設を(株)熊本畜産流通センターへ売却に伴う措置>>
昭和61年度 (1986年度)	4月	検査データ処理のためにコンピュータ導入(NEC5200MⅡ)
	3月	「(財)くまもと緑の基金」から銀杏54本、椿22本の配布を受け、植栽工事(予算額900千円) 検査機器等整備事業として昭和62年度(1987年度)から5ヶ年計画で予算措置決定(予算総額30,000千円)
昭和62年度 (1987年度)	4月	病畜等の受付(搬入)時間を20時までとし、20時までの検査所待機を自宅待機に改める(夜間警備を警備会社に委託)

平成3年度 (1991年度)	9月	新規コンピュータ導入、使用開始（富士通K150S i / 30）
平成4年度 (1992年度)	4月	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく食鳥検査開始（山鹿市、南関町、泗水町）
平成5年度 (1993年度)	9月	食鳥検査用コンピュータプログラム完成、使用開始
平成6年度 (1994年度)	7月	病畜等の受付（搬入）時間を平日は18時、その他の日は15時までに改める
平成9年度 (1997年度)	4月	食鳥処理場（株）北九福鳥（荒尾市）の検査開始
平成12年度 (2000年度)	3月	食鳥処理場（協）パナフーズ（泗水町）廃止
平成13年度 (2001年度)	10月 3月	BSE 全頭検査開始 BSE 検査棟完成
平成15年度 (2003年度)	8月	病畜の受付（搬入）時間を平日は17時、その他の日は13時まで（土曜開場日は15時まで）と定める
平成16年度 (2004年度)	9月	BSE 陽性牛確認
平成22年度 (2010年度)	2月	（株）熊本畜産流通センターの新工場が竣工 （牛：最大150頭／日、豚：最大1,000頭／日）
平成23年度 (2011年度)	3月	サルモネラ検査棟完成
平成25年度 (2013年度)	7月	BSE 検査対象月齢が48か月齢超となる （株）熊本中央食肉センター（宇城市）のBSE 検査受け入れ

平成 25 年度 (2013 年度)	3 月	(株)熊本畜産流通センターが対米輸出認定を受ける
平成 26 年度 (2014 年度)	4 月	これまで各保健所で実施していたと畜検査（宇城・御船・人吉）及び食鳥検査（八代）を当所に集約する。熊本県内のと畜検査及び食鳥検査（大規模に限る）の全てを当所が所轄し、3 課（室）体制（総務課、検査指導課、精密検査課及び人吉・八代検査室）となる
平成 27 年度 (2015 年度)	1 月	食肉衛生検査所機能整備事業基本構想策定
平成 28 年度 (2016 年度)	4 月	(株)熊本中央食肉センターで馬のと畜開始 天草検査室を新たに設置 熊本地震により全と畜場の処理が停止 各施設の復旧を確認次第、順次処理再開
	3 月	休止していた八代市食肉センター廃止
平成 29 年度 (2017 年度)	4 月	と畜場における健康牛の BSE 検査の廃止
平成 30 年度 (2018 年度)	7 月	千興ファーム食肉センターが本格復旧 米国農務省食品安全検査局査察受察
	12 月	株式会社児湯食鳥八代工場の竣工・新規許可
	3 月	食肉衛生検査所新庁舎建設着工
令和 2 年度 (2020 年度)	7 月	熊本豪雨で人吉食肉センターが被災、と畜停止
	11 月	食肉衛生検査所新庁舎竣工

2 概要

(1) と畜検査

当所は、昭和48年（1973年）4月に本県における食肉流通の拠点として、社団法人熊本県畜産流通センター（現在：株式会社熊本畜産流通センター）と同時に設立され、と畜検査を開始した。平成26年（2014年）4月に組織改編が行われ、県内全ての施設にあたる5か所のと畜場（菊池市・宇城市・錦町・合志市・御船町）について検査並びにと畜場に併設された食肉処理場の監視指導を実施している。

令和2年度（2020年度）のと畜検査頭数は、214,618頭で畜種別内訳では、牛32,381頭（令和元年度（2019年度）35,265頭）、馬4,564頭（令和元年度（2019年度）4,401頭）、豚177,669頭（令和元年度（2019年度）177,682頭）、めん羊・山羊4頭（令和元年度（2019年度）9頭）となった。

と畜検査及び食鳥検査の検査データは、必要に応じて畜産農家や養鶏農家にフィードバックするとともに、家畜保健衛生所と連携をはかりながら、家畜の疾病予防と生産性の向上に役立てられている。

また、当所は輸出食肉認定施設を3か所管轄しており、輸出食肉に係る監視指導及び輸出証明発行の事務を実施している。

と畜場の名称	所在地	畜種
株式会社熊本畜産流通センター （施設番号 Est. No. KU-2）	菊池市七城町林原9番地	牛 豚 めん羊 山羊
（国研）農業・食品産業技術総合研究機構 九州沖縄農業研究センター 肉質評価実験棟（休止中）	合志市須屋2421	牛 豚
千興ファーム食肉センター	上益城郡御船町高木油野2530番地	馬
株式会社熊本中央食肉センター （施設番号 Est. No. KU-3）	宇城市豊野町巢林548番地	牛 馬
全国開拓農業協同組合連合会 人吉食肉センター（休止中） （施設番号 Est. No. KU-1）	球磨郡錦町西字花立50番地1	牛

(2) 食鳥検査

従来、県内3カ所（荒尾市、山鹿市、南関町）の大規模食鳥処理場（年間処理羽数30万羽を超える施設）の食鳥検査を実施していたが、平成26年（2014年）4月の組織改編により、保健所で食鳥検査を行っていた八代市の施設も当所で所管することとなった。さらに平成27年（2015年）3月からは、食鳥肉輸出に対応するため1カ所の認定小規模食鳥処理場（天草市）も所管するに至った。

所管する大規模食鳥処理場の令和2年度（2020年度）の食鳥検査羽数は、20,142,785羽（令和元年度（2019年度）19,453,752羽）で、そのうち時間内13,337,191羽、時間外6,805,594羽となった。

大規模食鳥処理場の名称	所在地	食鳥の種類
株式会社熊本チキン	山鹿市鹿本町石淵 1103-2	ブロイラー
株式会社チキン食品	玉名郡南関町下坂下 1087-1	ブロイラー
北九福鳥株式会社熊本営業所	荒尾市上井手下栗山 858	ブロイラー
株式会社児湯食鳥八代工場	八代市新港町三丁目 9番地 26	ブロイラー
農事組合法人天草大王生産販売組合 （認定小規模食鳥処理場）	天草市本渡町本渡 788	ブロイラー

(3) 所管施設の位置関係



3 施設の設置及び権限に係る法令等

(1) 熊本県食肉衛生検査所設置条例

(設置)

第1条 と畜場法(昭和28年法律第114号)に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査及びと畜場の衛生、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に基づく食鳥検査及び食鳥処理場の衛生並びに食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく食肉の衛生に関する事務(別表に掲げる施設に係るものに限る。)を行うため、食肉衛生検査所(以下「検査所」という。)を置く。

(名称等)

第2条 検査所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
熊本県食肉衛生検査所	菊池市

(組織)

第3条 検査所に、所長及び必要な職員を置く。

(所長)

第4条 所長は、知事の命を受け、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則 (平成28年3月7日条例第12号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第1条関係)

施設

と畜場及びこれに附属する施設(熊本市に所在するものを除く。)

食鳥処理場及びこれに附属する施設(熊本市に所在するものを除き、知事が指定するものに限る。)

(2) 熊本県食肉衛生検査所処務規程

(目的)

第1条 この規程は、熊本県食肉衛生検査所(以下「検査所」という。)の処務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 検査所に次の表の左欄に掲げる課(室)を置き、その位置は同表の右欄のとおりとする。

課(室)	位置
総務課	菊池市
検査指導課	菊池市
精密検査課	菊池市
八代検査室	八代市
人吉検査室	人吉市
天草検査室	天草市

(役付職員等)

第3条 検査所に次長を置く。

- 2 各課に、課長を置く。
- 3 各室に、室長を置く。
- 4 検査所に主幹、参事所付を置くことができる。
- 5 課及び室に主幹及び参事を置くことができる。
- 6 検査所に勤務する獣医師(所付又は臨時若しくは非常勤の職(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下この項において「法」という。))第2条第1項及び第3条第1項の規定により育児休業の承認を受けている職員、法第10条第1項及び第11条第1項の規定により育児短時間勤務の承認を受けている職員並びに熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年熊本県人事委員会規則第2号)第13条の表7の項及び8の項の特別休暇の承認を受けている職員の代替職員を除く。)を除く。)は、と畜場法(昭和28年法律第114号)第19条第1項の規定により知事に命ぜられたと畜検査員とする。

(職務)

第4条 次長は、所長の命を受け、所長を補佐する。

- 2 課長は、上司の命を受け、課務を処理する。

- 3 室長は、上司の命を受け、室務を処理する。
- 4 主幹は、上司の命を受け、特命の担当事務を処理する。
- 5 参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 6 所付は、上司の命を受け、下命の事務を処理する。

(分掌事務)

第5条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印に関する事。
- (2) 職員の人事及び服務に関する事。
- (3) 文書に関する事。
- (4) 経理に関する事。
- (5) 財産に関する事。
- (6) 所内の取締りに関する事。
- (7) 統計報告に関する事。
- (8) その他他課(室)の所掌に属しない事。

2 検査指導課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) と畜場(八代市、人吉市、天草市、上天草市、八代郡、球磨郡及び天草郡に所在するものを除く。)に関する事。
- (2) 食鳥処理場(八代市、人吉市、天草市、上天草市、八代郡、球磨郡及び天草郡に所在するものを除く。)に関する事。
- (3) 食肉の衛生に関する事。
- (4) 可検物の検査(精密検査を除く。)に関する事。

3 精密検査課の分掌事務は、可検物の精密検査に関する事とする。

4 八代検査室の分掌事務は、八代市及び八代郡に所在すると畜場及び食鳥処理場に関する事とする。

5 人吉検査室の分掌事務は、人吉市及び球磨郡に所在すると畜場及び食鳥処理場に関する事とする。

6 天草検査室の分掌事務は、天草市、上天草市及び天草郡に所在すると畜場及び食鳥処理場に関する事とする。

(専決事項)

第6条 所長は、次の事項を専決するものとする。

- (1) 所属職員の担当事務の決定に関する事。
- (2) 検査所の所掌事務に係る法令の規定による補職の命免をすること。
- (3) 熊本県職員服務規程(昭和31年熊本県訓令第1984号の2)の規定に基づく服務に関する事。

- (4) 職員の旅行命令(所長の県外旅行命令を除く。)及び当該旅行に係る復命に関すること。
- (5) 職員の時間外勤務等の命令及び当直に関すること。
- (6) 熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)第11条から第15条までの規定による行政文書の開示請求に対する決定等に関すること。
- (7) 熊本県情報公開条例附則第7項の規定による行政文書の開示の申出の処理に関すること。
- (8) 熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定による個人情報の開示請求に対する決定等に関すること。
- (9) 熊本県個人情報保護条例第25条(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による個人情報の訂正請求に対する決定等に関すること。
- (10) 熊本県個人情報保護条例第25条の7(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定等に関すること。
- (11) 第6号から第8号までに定めるものを除くほか、所掌事務に係る文書の閲覧及び写しの交付の承認に関すること。
- (12) 光熱水費、複写機使用料及び電話料の支出負担行為をすること。
- (13) 400万円未満の支出負担行為(リース契約に限る。)をすること。
- (14) 1,000万円未満の支出負担行為(測量、調査、試験及び設計の委託以外の委託に限る。)をすること。
- (15) 200万円未満の支出負担行為(物品の購入及び修繕に限る。)をすること。
- (16) 100万円未満の支出負担行為(第12号から前号までに定めるものを除く。)をすること。
- (17) 熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第7条第4項の規定に基づく会計職員の任免に関すること。
- (18) その他軽易な事項に関すること。
 - 2 所長は、次の事項(八代検査室、人吉検査室及び天草検査室に係るものに限る。)について、あらかじめ指定した次長に専決させることができる。
 - (1) 職員の旅行命令(次長の県外旅行命令を除く。)及び当該旅行に係る復命に関すること。
 - (2) 職員の時間外勤務等の命令に関すること。
 - (3) 光熱水費、複写機使用料及び電話料の支出負担行為をすること。
 - (4) その他軽易な事項に関すること。

(代決)

第7条 所長の専決事項について、所長が不在のときは、次長が代決することができる。

- 2 前項の場合において、次長が不在のときは、総務課長（八代検査室にあっては八代検査室長、人吉検査室にあっては人吉検査室長、天草検査室にあっては天草検査室長）が代決することができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則(令和2年3月31日訓令第33号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(3) 熊本県衛生事務に関する委任規則

第1条 (省略)

第2条 熊本県食肉衛生検査所長に次に掲げる事務を委任する。

(1) 食品衛生法(以下この号において「法」という。)の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの(食肉の衛生に関する事務であって、条例別表に掲げる施設に係るものに限る。)

ア 法第8条第1項の規定による届出を受理すること。

イ 法第28条第1項の規定により当該職員に臨検検査又は収去させること。

ウ 法第30条第2項の規定により食品衛生監視員に監視又は指導を行わせること。

エ 法第59条の規定により食品等の廃棄又はその他必要な処置を命じること。

(2) と畜場法(以下この号において「法」という。)及びと畜場法施行令(昭和28年政令第216号。以下この号において「政令」という。)の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの(イからエまでに掲げる事務にあつては、獣畜のとさつ又は解体の検査及びと畜場の衛生に関する事務であつて、条例別表に規定すると畜場に係るものに限る。)

ア 法第14条第1項から第3項までの規定により検査を行うこと。

イ 法第14条第4項又は第5項の規定により検査を行うこと。

ウ 法第16条の規定により同条各号に掲げる措置をとること。

エ 法第17条第1項の規定により必要な報告を徴し、及び当該職員に立入検査をさせること。

オ 政令第5条第1項第1号から第3号までに規定する許可をすること。

(3) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(以下この号において「法」という。)の施行に関する事務であつて、次に掲げるもの(食鳥検査及び食鳥処理場の衛生に関する事務であつて、条例別表に規定する食鳥処理場に係るものに限る。)

ア 法第6条第3項の規定による軽微な変更の届出を受理すること。

イ 法第15条第1項から第3項までの規定により検査を行うこと。

ウ 法第16条第9項の規定により技術的な指導及び助言を行うこと。

エ 法第20条の規定により同条各号に掲げる措置を採ること。

オ 法第37条第1項の規定によりその業務の状況に関し報告をさせること。

カ 法第38条第1項の規定によりその職員に、立入検査をさせ、関係者に質問させ、又は収去させること。

(4) 食品表示法(以下この号において「法」という。)の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの(食肉の衛生に関する事務であつて、条例別表に掲げる施設に係るものに限る。)

ア 法第8条第1項の規定により当該職員に立入検査、質問又は収去をさせること。

イ 法第12条第3項の規定により調査を行うこと。

(5) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下この号において「法」という。）の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの（食肉の衛生に関する事務であって、条例別表に掲げる施設に係るものに限る。）。

ア 法第 15 条第 2 項の規定により輸出証明書を発行すること。

イ 法第 38 条第 2 項の規定により報告若しくは物件の提出を求め、又はその職員に立入調査をさせ、若しくは質問させること。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日規則第 32 号)

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条第 1 項に 1 号を加える改正規定は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に効力を有する知事が行った処分その他の行為（改正後の第 1 条第 1 項第 5 号カ及びキ並びに第 24 号クに掲げる事務（改正前の同号ケに掲げる事務を除く。）に係るものに限る。）は、この規則の施行の日以後においては、熊本県保健所長が行った処分その他の行為とみなす。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 21 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 7 条中熊本県衛生事務に関する委任規則第 1 条第 1 項第 30 号及び第 2 条第 5 号の改正規定 公布の日

(2) 第 1 条、第 3 条及び第 5 条の規定 令和 3 年 4 月 1 日

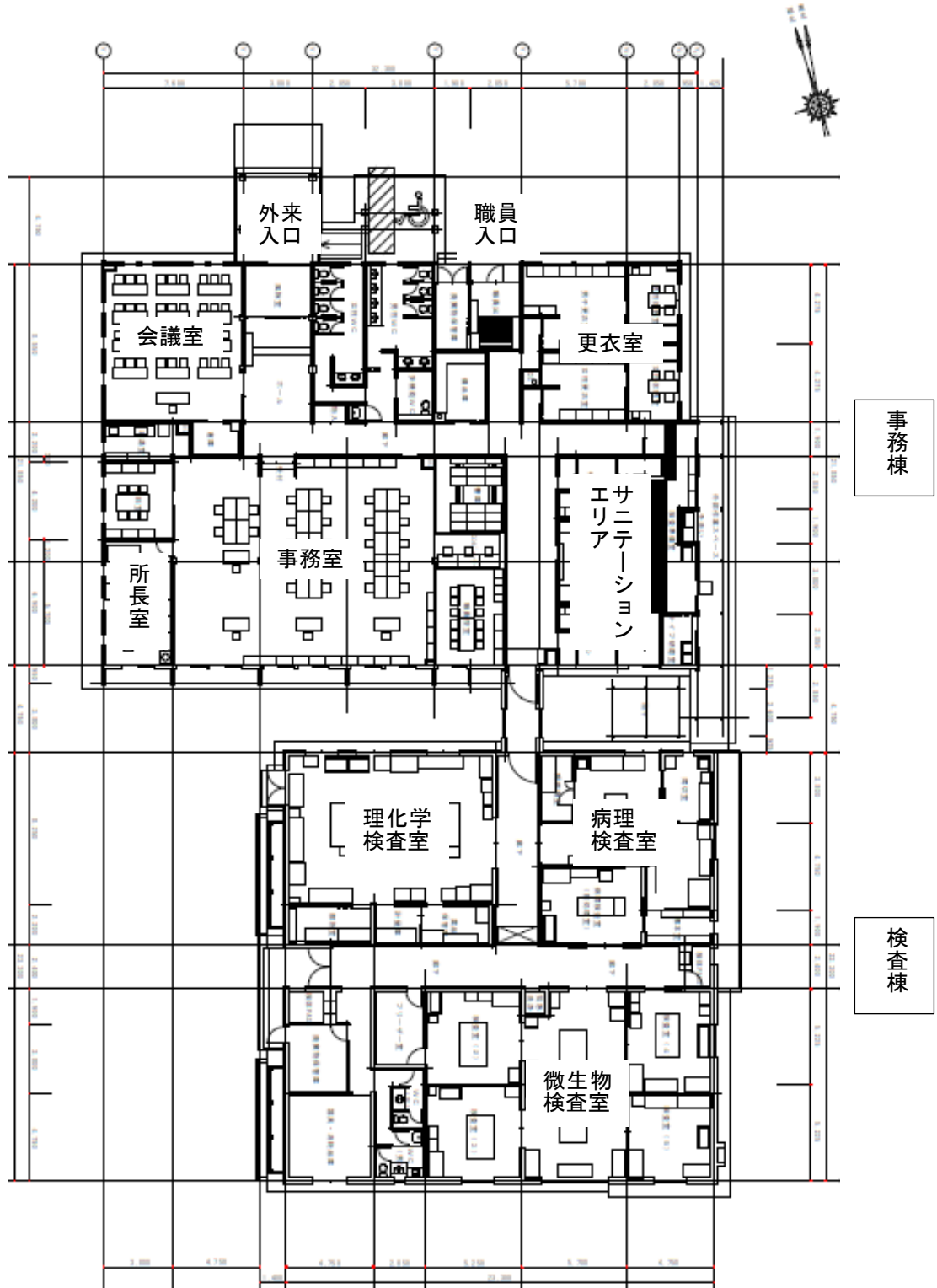
(経過措置)

2 (省略)

6 施設の概要

(1) 建物平面図

1) 事務棟及び検査棟 (延面積 1,247.45 m²)



(2) 主な検査機器一覧

1) 微生物室・無菌室

製品名	メーカー名	取得日付
クリーンベンチ	AIRTECH	R2. 11. 26
クラスⅡ安全キャビネット (3台)	AIRTECH	R3. 4. 15
冷却遠心分離器	TOMY	R2. 3. 19
インキュベーター(2台)	東京理化工機	R2. 11. 13
インキュベーター(2台)	HITACHI	H24. 3. 30
バイオメディカルフリーザー	日本フリーザー	H25. 02. 20
上皿電子分析天秤	ザルトリウス	H14. 01. 23
恒温水槽	タイテック	H18. 03. 30
超低温フリーザー	日本フリーザー	H26. 10. 29
生物顕微鏡及びデジタルカメラシステム	Nikon	H28. 12. 27
サーマルサイクラー	バイオラッドラボラトリーズ	H24. 03. 30
二槽式恒温槽	平山製作所	H31. 03. 27
クオリボックスQ7	Hygiena	H31. 03. 28
ペトリフィルムプレートリーダー	スリーエムジャパン	H31. 02. 25
小型ロータリーミキサー	(株)日伸理化	H31. 02. 26
冷却遠心機	TOMY	R02. 03. 12
オートクレーブ(3台)	TOMY	R03. 02. 15
顕微鏡	オリンパス	H04. 06. 30
プログラムインキュベーター	日立	H24. 03. 30
プログラムインキュベーター	日立	H24. 03. 30
冷凍冷蔵庫 (2台)	日本フリーザー	H28. 08. 18
PETデシケーター	アズワン	H24. 03. 07
オーブンレンジ	東芝	H25. 06. 04
電子天秤	島津製作所	H24. 01. 27

2) 病理室

製品名	メーカー名	取得日付
顕微鏡 (写真撮影装置)	オリンパス光学	S62. 07. 30
蛍光顕微鏡	カールツァイスマイクロイメージング	H29. 01. 16
顕微鏡デジタルカメラ	カールツァイス	H26. 10. 02

自動染色装置	PHC 株式会社	R03.03.18
マイクローム（滑走式）	大和光機工業	H29.10.18
マイクローム（滑走式）	大和光機工業	H10.06.02
マイクローム（回転式）	大和光機工業	S63.07.30
自動包埋装置	PHC 株式会社	R02.03.09
標本作成装置	マイルズサイエンティフィック	S63.7.30
パラフィン進展機	サクラファインテックジャパン	H31.2.28
標本洗浄機	サクラ精機株式会社	H23.11.18
卓上プッシュプル換気装置	興研株式会社	R03.03.17

3) 理化学室

製品名	メーカー名	取得日付
高速液体クロマトグラフ式	島津製作所	R03.03.18
ドラフトチャンバー	ダルトン	H16.09.30
ポリトロンホモジナイザー	KINEMATICA	H25.08.29
超音波洗浄装置	シャープ	S63.07.30
冷却遠心機	久保田製作所	H08.10.29
卓上多本架遠心器	国産遠心器	S63.07.30
電気マッフル炉	ADVANTEC	H24.02.15
ロータリーエバポレーター	岩城	H08.10.29
インキュベーター	サンヨー	H03.09.26
冷凍冷蔵庫	サンヨー	H24.03.14
ロータリーエバポレーター (EYELA)	東京理化工械	H24.02.15
振とう器 (万能シェーカー)	アズワン	H28.07.06
メディカル冷蔵庫	朝日ライフサイエンス	H25.03.22
PHメーター	堀場製作所	H19.09.14
ヘマトクリット遠心器	国産遠心器	H03.09.26
マイクロプレートリーダー	日本バイオラッド	H13.10.17
スポットケム	アークレイ	H29.12.7
オートリーダー	三光純薬	H05.03.31
ビーズ式ホモジナイザー	パーティンインスツルメンツ	H25.03.01
微量高速冷却遠心機	トミー精工	H25.03.19
マイクロプレートウォッシャー	日本バイオラッド	H13.10.17
保冷库	日本フリーザー	H14.02.20
ドライキャビネット	東洋リビング	H14.02.12

ImmunoWash 1575 マイクロプレートウォッシャー	日本バイオラッド	H25.03.06
インキュベーター	日立	H14.02.12
オートクレーブ	サンヨー	H04.06.30
超音波洗浄装置	東京理化	H14.11.20
投込式恒温装置サーモメイト、シェイキングバス	ヤマト科学	H25.02.14
ノートパソコン ダイナブック	東芝	H18.05.29

第2 と畜検査業務の概要

1 と畜検査総括表

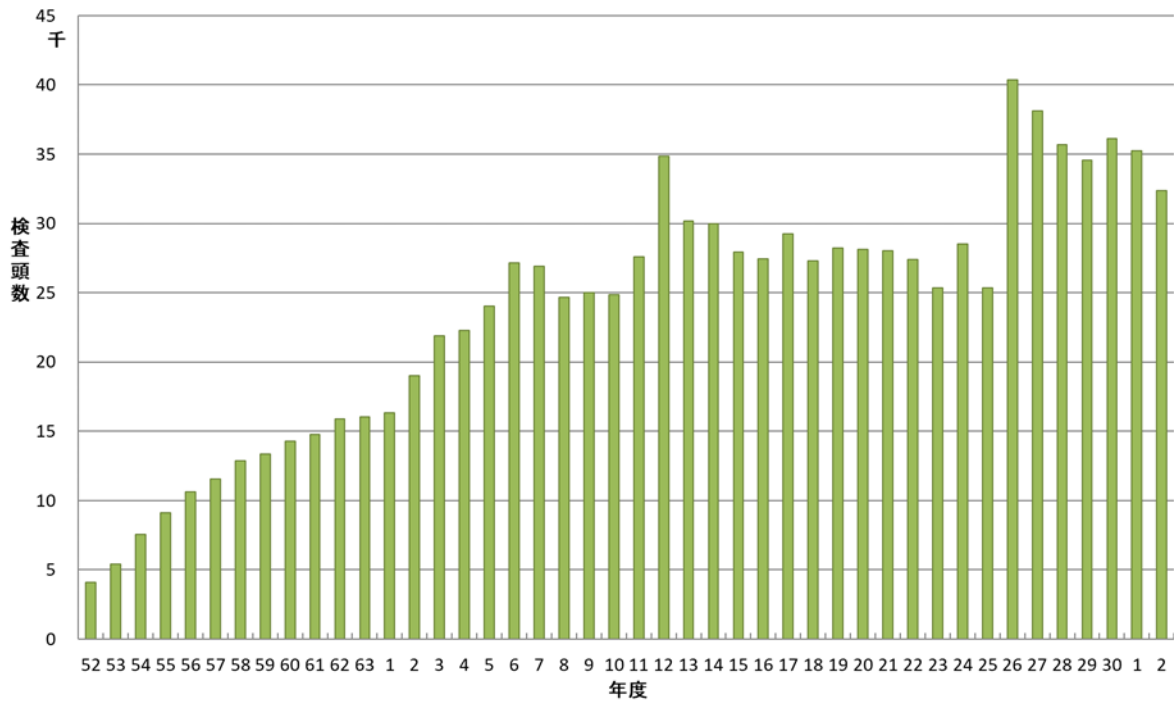
畜種		区分	時間内			時間外		
			検査手数料 (円)	頭数 (頭)	収入金額 (円)	検査手数料 (円)	頭数 (頭)	収入金額 (円)
牛	300kg 以上	660	31,873	21,036,180	1,320	455	600,600	
	300kg 未満	380	53	20,140	760	0	0	
馬	生後1年以上	660	4,516	2,980,560	1,320	48	63,360	
	生後1年未満	380	0	0	760	0	0	
豚		350	177,668	62,183,800	700	1	700	
めん羊 山羊		380	4	1,520	760	0	0	
計			214,114	86,222,200		504	664,660	

2 熊本県内と畜検査頭数

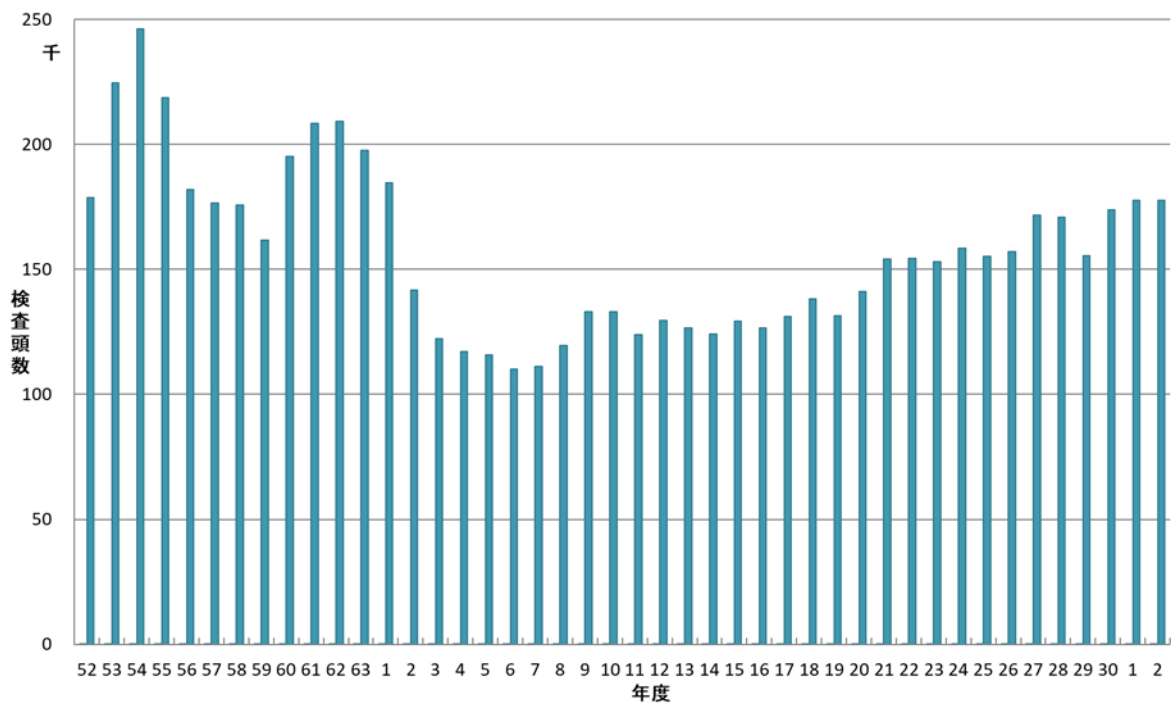
施設	牛 (300kg 以上)		牛 (300kg 未満)		牛 計	馬 (生後1年以上)		馬 (生後1年未満)		馬 計	豚		豚 計	めん羊 山羊		めん羊・ 山羊 計	計			
	時間 内	時間 外	時間 内	時間 外		時間 内	時間 外	時間 内	時間 外		時間 内	時間 外		時間 内	時間 外		時間内		時間外	
																	頭数	検査料	頭数	検査料
A	17,550	159	34	0	17,743	0	0	0	0	0	177,668	1	177,669	4	0	4	195,256	73,781,240	160	210,580
B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	0	0	0	0	0	1,925	26	0	0	1,951	0	0	0	0	0	0	1,925	1,270,500	26	34,320
D	12,691	295	16	0	13,002	2,591	22	0	0	2,613	0	0	0	0	0	0	15,298	10,092,200	317	418,440
E	1,632	1	3	0	1,636	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,635	1,078,260	1	1,320
合計	31,873	455	53	0	32,381	4,516	48	0	0	4,564	177,668	1	177,669	4	0	4	214,114	86,222,200	504	664,660

3 年度別と畜頭数

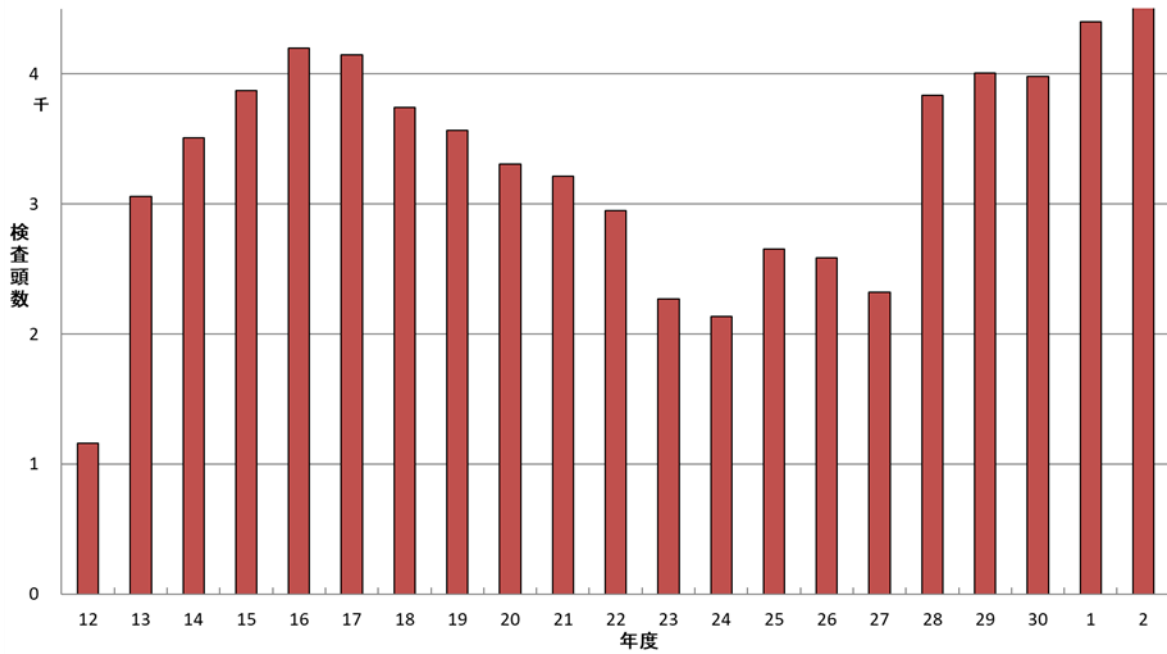
(1) 年度別と畜検査頭数（牛）



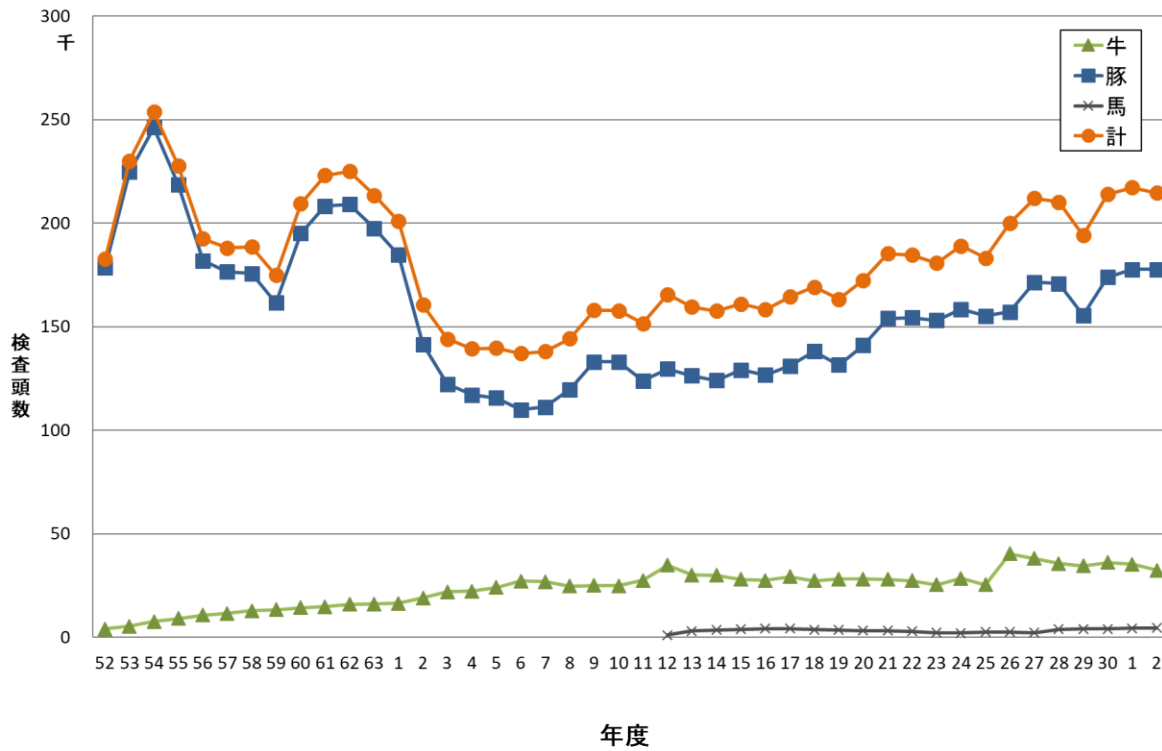
(2) 年度別と畜検査頭数（豚）



(3) 年度別と畜検査頭数（馬）



(4) 年度別と畜検査頭数グラフ



4 と畜場内と殺頭数及び獣畜のと畜解体禁止又は廃棄したものの原因

(1) と畜場：A

と畜場内と殺頭数	区分	処 分 実 頭 数	疾 病 別 頭 数																								計	
			細菌病									ウイルス・リケッチア病		原虫病		寄生虫病			その他の疾病									
			炭	豚	サル	結	ブ	破	放	そ	豚	そ	ト	そ	の	ジ	そ	膿	敗	尿	黄	水	腫	中	炎	変		そ
			疽	毒	モ	核	ル	傷	線	の	コ	の	キ	の	う	ス	の	毒	血	毒	疽	腫	瘍	毒	症	性		の
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
牛	17,701	禁止	8																									
		全部廃棄	446								149						115	55	16	9	44	2		56			446	
		一部廃棄	9,387							1					10				3	224	1			7,791	1,471	2,010	11,511	
とく	34	禁止																										
		全部廃棄																										
		一部廃棄	22																					19	1	3	23	
馬		禁止																										
		全部廃棄																										
		一部廃棄																										
豚	177,662	禁止	7																									
		全部廃棄	1,008	2													397	124	1	8	455	6		15			1,008	
		一部廃棄	102,546							505									12	2,092				99,397	2,101	1,348	105,455	
めん羊	4	禁止																										
		全部廃棄																										
		一部廃棄																										
山羊		禁止																										
		全部廃棄																										
		一部廃棄																										

(2) と畜場：B と畜実績なし

(3) と畜場：C

と畜場内と殺頭数	区分	処 分 実 頭 数	疾病別頭数																									
			細菌病									ウイルス・リケッチア病		原虫病		寄生虫病			その他の疾病									計
			炭	豚	サル	結	ブ	破	放	そ	豚	そ	ト	そ	の	ジ	そ	膿	敗	尿	黄	水	腫	中	炎	変	そ	
			疽	毒	モ	核	ル	傷	線	の	コ	の	キ	の	う	ス	の	毒	血	毒	疽	腫	瘍	毒	症・汚	性	の	
(1)	(2)	ネ	病	セ	風	菌	他	レ	他	ソ	他	虫	ト	他	症	症	症	痕	腫	瘍	症	染	萎	他				
牛	禁止																											
	全部廃棄																											
	一部廃棄																											
とく	禁止																											
	全部廃棄																											
	一部廃棄																											
馬	禁止																											
	全部廃棄																											
	一部廃棄	570													43				4	2			362	8	64	483		
豚	禁止																											
	全部廃棄																											
	一部廃棄																											
めん羊	禁止																											
	全部廃棄																											
	一部廃棄																											
山羊	禁止																											
	全部廃棄																											
	一部廃棄																											

(4) と畜場：D

と畜場内と殺頭数	区分	処 分 実 頭 数	疾 病 別 頭 数																									
			細 菌 病								ウイルス・リケッチア病		原 虫 病		寄 生 虫 病			そ の 他 の 疾 病										計
			炭	豚	サル	結	ブ	破	放	そ	豚	そ	ト	そ	の	ジ	そ	膿	敗	尿	黄	水	腫	中	炎	変	そ	
			疽	毒	モ	核	ル	傷	線	の	コ	の	キ	の	う	ス	の	毒	血	毒	疽	腫	瘍	毒	症	性	の	
(1)	(2)	ネ	病	セ	風	菌	他	レ	他	ソ	マ	虫	ト	他	症	症	症	痕	腫	傷	諸	汚	萎	他				
			病	ラ	病	病	他	他	他	マ	他	病	病	他	症	症	症	痕	腫	瘍	症	染	縮	他	(27)			
牛	12,986	禁止																										
		全部廃棄	90								60						10	8	4	2	3	1		2			90	
		一部廃棄	6,969												7					1	119	5		5,845	828	1,685	8,490	
とく	16	禁止																										
		全部廃棄	1														1										1	
		一部廃棄	11																		3			8	1	4	16	
馬	2,613	禁止																										
		全部廃棄	3																	2		1					3	
		一部廃棄	793													102				2	7			559	4	92	766	
豚		禁止																										
		全部廃棄																										
		一部廃棄																										
めん羊		禁止																										
		全部廃棄																										
		一部廃棄																										
山羊		禁止																										
		全部廃棄																										
		一部廃棄																										

(5) と畜場：E

と畜場内と殺頭数	区分	処分実頭数	疾病別頭数																											
			細菌病									ウイルス・リケッチャ病		原虫病		寄生虫病			その他の疾病											計
			炭疽	豚丹毒	サルモネラ病	結核	ブルセラ病	破傷風	放線菌病	その他	豚コレラ	その他	トキソプラズマ	その他	のう虫	ジストマ	その他	膿毒	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	中毒諸症	炎症・汚染	変性または萎縮	その他			
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
牛	1,633	禁止																												
		全部廃棄	24									13							2	1	1	3				4			24	
		一部廃棄	585							1										1	22	1				450	76	195	746	
とく	3	禁止																												
		全部廃棄																												
		一部廃棄	2																							1	1	2		
馬		禁止																												
		全部廃棄																												
		一部廃棄																												
豚		禁止																												
		全部廃棄																												
		一部廃棄																												
めん羊		禁止																												
		全部廃棄																												
		一部廃棄																												
山羊		禁止																												
		全部廃棄																												
		一部廃棄																												

第3 食鳥検査業務の概要

1 食鳥検査総括表

		時間内			時間外			合計	
		検査手数料 (円)	羽数 (羽)	収入金額 (円)	検査手数料 (円)	羽数 (羽)	収入金額 (円)	羽数 (羽)	収入金額 (円)
A	ブロイラー	3	3,489,329	10,467,987	4	2,094,192	8,376,768	5,583,521	18,844,755
	成鶏	3	0	0	4	0	0	0	0
	計		3,489,329	10,467,987		2,094,192	8,376,768	5,583,521	18,844,755
B	ブロイラー	3	1,690,895	5,072,685	4	486,353	1,945,412	2,177,248	7,018,097
	成鶏	3	0	0	4	0	0	0	0
	計		1,690,895	5,072,685		486,353	1,945,412	2,177,248	7,018,097
C	ブロイラー	3	926,664	2,779,992	4	1,039,212	4,156,848	1,965,876	6,936,840
	成鶏	3	0	0	4	0	0	0	0
	計		926,664	2,779,992		1,039,212	4,156,848	1,965,876	6,936,840
D	ブロイラー	3	7,230,303	21,690,909	4	3,185,837	12,743,348	10,416,140	34,434,257
	成鶏	3	0	0	4	0	0	0	0
	計		7,230,303	21,690,909		3,185,837	12,743,348	10,416,140	34,434,257
合計	ブロイラー	3	13,337,191	40,011,573	4	6,805,594	27,222,376	20,142,785	67,233,949
	成鶏	3	0	0	4	0	0	0	0
	計		13,337,191	40,011,573		6,805,594	27,222,376	20,142,785	67,233,949

2 処理場別 廃棄処分状況

検査羽数	A			B			C			D			合計		
	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄
検査羽数	5, 583, 521			2, 177, 248			1, 965, 876			10, 416, 140			20, 142, 785		
処分実羽数	0	47, 292	196, 827	6, 442	8, 976	6, 342	22, 437	16, 037	21, 918	62, 838	37, 723	71, 239	91, 717	110, 028	296, 326
鶏痘															
伝染性気管支炎															
ニューカッスル病															
鶏白血病															
封入体肝炎															
マレック病		1												1	
その他															
大腸菌症		17, 950			2, 811			12, 077			16, 252			49, 090	
鶏伝染性コリーザ															
サルモネラ病															
ブドウ球菌症															
その他の細菌病															
毒血症															
膿毒症															
敗血症		118			45			22			42			227	
真菌症															
原虫病															
寄生虫病															
変性		14, 274	11, 621		1, 527	504	9, 934	691	1, 528		4, 147	12, 826	9, 934	20, 639	26, 479
尿酸塩沈着症															
水腫											2			2	
腹水症		957			76		2, 802	151			5, 408		2, 802	6, 592	
出血		2, 779	57		430	36	2, 562	570	32		4, 843		2, 562	8, 622	125
炎症		5, 720	185, 149		1, 619	5, 802	341	2, 086	20, 358		2, 712	58, 413	341	12, 137	269, 722
萎縮											23			23	
腫瘍		276			5			2			206			489	
臓器の異常な形															
異常体温															
黄疸		15			6			1			16			38	
外傷											43			43	
中毒諸症															
削瘦及び発育不良		2, 157		6, 442	1, 588		4, 658	187		62, 838	1, 771		73, 938	5, 703	
放血不良		2, 389			512		2, 136	49			979		2, 136	3, 929	
湯漬過度															
その他		656			357		4	201			1, 279		4	2, 493	
合計	0	47, 292	196, 827	6, 442	8, 976	6, 342	22, 437	16, 037	21, 918	62, 838	37, 723	71, 239	91, 717	110, 028	296, 326

第4 施設への衛生指導関係

1 立入監視指導状況

1) と畜場及びその付属施設

※HACCP 外部検証の試行期間のため、時期により回数に変動あり

		監視・検証件数(又は頻度)			備考
		作業前点検	作業中点検	記録等検証	
A	と畜場	牛：週2回以上※ 豚：月2回以上	牛：週5回 豚：月2回以上	牛：1回/月 豚：1回/2月	対米等輸出食肉認定施設 ※作業前点検(牛)について、週2回はと畜場及び食肉処理場を点検し、その他の3回はいずれかを選択し点検する
	食肉処理場	牛：週2回以上※ 豚：月1回	牛：週2回		
C	と畜場	月1回	月1回		
	食肉処理場				
D	と畜場	馬：月1回 牛：週5回	馬：月1回 牛：週5回	月1回	
	食肉処理場	馬：月1回			

2) 食鳥処理場及びその付属施設

		監視・検証件数(又は頻度)			備考
		作業前点検	作業中点検	文書点検	
A	食鳥処理場	四半期1回	月2回	月1回	
	食肉処理場	四半期1回	月2回	月1回	
B	食鳥処理場	四半期1回	月2回	月1回	
	食肉処理場	四半期1回	月2回	月1回	
C	食鳥処理場	四半期1回	月2回	月1回	
	食肉処理場	四半期1回	月2回	月1回	
D	食鳥処理場	四半期1回	月2回	月1回	
	食肉処理場	四半期1回	月2回	月1回	

2 微生物学的検査に基づく衛生指導実績

と畜及び食鳥処理された枝肉及びと畜体表面等の拭取り検査又は切取り検査を施設ごとに実施し、その結果に基づき指導を行った。

検査対象	検査項目	施設数	延べ実施回数
牛、豚、馬枝肉 (拭取り)	衛生指標菌 (一般細菌、大腸菌群、大腸菌)	4	8
牛、豚枝肉 (切取り)	衛生指標菌 (一般細菌、腸内細菌科菌群)	4	38
鶏と畜 (切取り)	衛生指標菌 (一般細菌、腸内細菌科菌群)	4	39

3 施設とのミーティング・会議等

1) Aと畜場

牛処理施設の衛生管理に係るミーティング：12回

豚処理施設の衛生管理に係るミーティング：9回

輸出に係るミーティング：不定期

2) Cと畜場

衛生管理に係るミーティング：9回

3) Dと畜場

衛生管理に係るミーティング：2回

輸出に係るミーティング：5回

4) Dと畜場

衛生管理に係るミーティング：15回

5) A食鳥処理場

衛生管理に係るミーティング：1回

輸出に係るミーティング：1回

6) B食鳥処理場

衛生管理に係るミーティング：2回

7) C食鳥処理場

HACCP導入に向けたミーティング：20回

8) D食鳥処理場

衛生管理に係るミーティング：1回

4 施設への衛生教育

1) 通常の衛生教育

施設従業員全員に対する衛生教育等

新型コロナウイルス感染症の影響で開催中止

2) と畜場及び食鳥処理場の品質管理部門責任者等研修会

施設の衛生管理部門を対象とした高度な内容の研修会

新型コロナウイルス感染症防止のため書面開催

R2.7	と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証について 今後求められる管理、検証体制
R3.2	外部検証結果について 輸出食肉に係る衛生管理について～対米・対EUを中心に～ (講師) 九州厚生局健康福祉部食品衛生課

第5 精密検査

《微生物学検査》

分類	検体数	備考
と畜検査又は食鳥検査に伴う精密検査	131	敗血症、豚丹毒、悪性水腫など
衛生検査（と畜場）※ 拭取り又は切取り検査	282	衛生指標菌 （一般細菌、腸管細菌科菌群等）
衛生検査（食鳥処理場）※ 切取り検査	195	衛生指標菌 （一般細菌、腸管細菌科菌群）
アメリカ合衆国等向け輸出食肉 サルモネラ検査	82	
アメリカ合衆国向け輸出食肉 S T E C検査	24	
計	714	

※第4の2の検査を含む

《病理学検査》

病理学的診断	牛	馬	豚	鶏
牛伝染性リンパ腫	162	-	-	-
牛伝染性リンパ腫以外の腫瘍	2	0	4	0
炎症	3	12	1	2
変性	1	2	2	1
その他	2	10	1	0

《理化学検査》

① 血液生化学検査

検査疾病名	尿毒症			黄疸		
	牛	豚	馬	牛	豚	馬
A	40	1	-	25	-	-
B	-	-	-	-	-	-
C	-	-	-	-	-	-
D	9	-	1	4	-	3
総計	49	1	1	29	-	2

② 食肉中の残留抗菌性物質スクリーニング検査

【検査結果】 (陽性頭数/検査頭数)

と畜場 (総計)

検査法 \ 畜種	牛	豚	馬	合計
直接法	12/2,127	2/163	0/21	14/2,311
簡易抽出法	3/12	1/2	0/0	5/14
分別推定法	0/0	0/0	0/0	0/0
一斉分析法	3/4	1/1	0/0	4/5

と畜場 (施設別)

と畜場	A		B	C	D	
検査法 \ 畜種	牛	豚	馬	牛	牛	馬
直接法	7/1,635	2/163	0/15	0/103	5/389	0/6
簡易抽出法	2/2	1/2	0/0	0/0	1/2	0/0
分別推定法	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0
一斉分析法	2/2	1/1	0/0	0/0	1/2	0/0

③ TSE スクリーニング検査

当該年度実績なし

第6 輸出関係業務

1 輸出認定施設に係る監視指導

(1) KU-1 全国開拓農業協同組合連合会人吉食肉センター(と畜場) ゼンカイミート株式会社(食肉処理場)

ア) 認定等状況

平成 23 年 (2011 年)	10 月	タイ向け輸出
平成 26 年 (2014 年)	11 月	インドネシア向け輸出
平成 29 年 (2017 年)	11 月	マレーシア向け輸出
平成 30 年 (2018 年)	2 月	U A E 向け輸出 バーレーン向け輸出 カタール向け輸出

イ) 施設の概要及び指導状況等

フルハラールでと畜を行うと畜場であり、イスラム圏への輸出を実施している。認定要綱等に基づき監視指導及び事務を実施している。国内との大きな違いはないが、残留薬物及び菌数の規制の上乗せ(検査は事業者対応)及びハラール実施の確認等(県庁による対応)を行う必要がある。

令和 2 年 (2020 年) 7 月豪雨により被災し、現在は操業を休止している。

ウ) 令和 2 年度 (2020 年度) 査察 (視察) 概要

・海外査察なし

(2) KU-2 株式会社熊本畜産流通センター

ア) 認定等状況

平成 24 年 (2012 年)	1 月	マカオ向け輸出 タイ向け輸出
平成 26 年 (2014 年)	3 月	ベトナム向け輸出 アメリカ合衆国、カナダ、香港向け輸出 ニュージーランド向け輸出
平成 27 年 (2015 年)	10 月	ミャンマー向け輸出
平成 28 年 (2016 年)	9 月	シンガポール向け輸出
平成 29 年 (2017 年)	2 月	ブラジル向け輸出
	9 月	台湾向け輸出
平成 30 年 (2018 年)	1 月	フィリピン向け輸出
	10 月	オーストラリア向け輸出

イ) 施設の概要及び指導状況等

米国等向け輸出食肉取扱認定施設として、認定要綱等の規定に基づき、様々な検査、検証業務を実施しており、九州厚生局の定期査察対象施設となっている。

ウ) 令和 2 年度 (2020 年度) 査察概要

・海外査察なし

(3) KU-3 株式会社熊本中央食肉センター(と畜場) 株式会社杉本本店(食肉処理場)

ア) 認定等状況

令和 2 年 (2020 年)	11 月	タイ向け輸出 マカオ向け輸出
-----------------	------	-------------------

イ) 施設の概要及び指導状況等

認定要綱等に基づき監視指導及び事務を実施している。国内との大きな違いはない。

ウ) 令和 2 年度 (2020 年度) 査察概要

・海外査察なし

(4) その他の施設の認定等状況

- ・株式会社熊本チキン

平成 22 年（2010 年） 11 月 ベトナム向け輸出

平成 24 年（2012 年） 7 月 香港向け輸出

- ・株式会社チキン食品

平成 23 年（2011 年） 5 月 香港向け輸出

- ・農事組合法人天草大王生産販売組合

平成 27 年（2015 年） 9 月 香港向け輸出

2 輸出食肉衛生証明書等発行実績

1) 牛肉等

① KU-1

輸出国	畜種（品目）	件数	重量（t）
インドネシア	牛（牛肉）	11	1.57
マレーシア	牛（牛肉）	14	5.88
UAE	牛（牛肉）	2	0.89
カタール	牛（牛肉）	-	-
バーレーン	牛（牛肉）	-	-
タイ	牛（牛肉）	2	0.36
計		29	8.70

② KU-2

輸出国	畜種（品目）	件数	重量（t）
アメリカ合衆国	牛（牛肉）	189	20.20
カナダ	牛（牛肉）	16	1.97
オーストラリア	牛（牛肉）	1	0.04
香港	牛（牛肉）	457	97.80
シンガポール	牛（牛肉）	111	15.59
台湾	牛（牛肉）	479	187.29
タイ	牛（牛肉）	1	0.05
フィリピン	牛（牛肉）	1	0.33
マカオ	牛（牛肉）	-	-
ベトナム	牛（牛肉）	11	0.16
計		1266	323.43

③ KU-3

輸出国	畜種（品目）	件数	重量（t）
タイ	牛（牛肉）	-	-
マカオ	牛（牛肉）	1	0.06
計		1	0.06

2) 豚肉等（KU-2のみ）

輸出国	畜種（品目）	件数	重量（t）
香港	豚（豚肉）	110	26.44
香港	豚（豚足）	1	0.02
香港	豚（豚テール）	4	1.31
香港	豚（豚胃袋）	-	-
計		115	27.77

3) 鶏肉等

輸出国	畜種	件数	重量 (t)
香港	鶏 (鶏肉)	28	2.36
豪州	鶏(ガラパウダー)	4	-
計		32	2.36

第7 講習会及び調査研究等

1 講習会の実施状況

(1) リスクコミュニケーション事業

例年、講座「お肉のことをもっと知ろう！」を開催し、一般消費者や学生を対象に、獣畜が食肉になるまでの工程や食肉の安心・安全について説明した。

実施日	対象	参加人数	備考
R2. 10. 1	鹿本農業高校 食品工業科	19	出前講座
R3. 3. 16	九州看護福祉大学	22	

(令和2年度(2020年度)は新型コロナウイルス感染症の影響により事業を一時休止していた。)

(2) 研修受け入れ

- ・他自治体からの研修受け入れ

新型コロナウイルス感染症の影響により受け入れはなかった。

- ・獣医系大学からの研修受け入れ

新型コロナウイルス感染症の影響により受け入れはなかった。

(3) データ還元事業

①豚のと畜検査結果の家畜保健衛生所へのフィードバック

(概要) 豚のと畜検査結果について、家畜保健衛生所からの要望に応じ提供するもの。

(方法) 情報提供の承諾を受けた豚農家のと畜検査結果を、一覧表及びグラフ化し、農家を管轄する家畜保健衛生所へ情報還元している。

②豚のと畜検査結果の農家への情報提供

(概要) 県全体の豚のと畜検査結果について、豚農家の要望に応じ提供するもの。

(方法) 毎月、豚全体のと畜検査結果の全部廃棄の内訳と件数及び一部廃棄のうち件数が多いもの(100件以上)の内訳と件数を一覧表にまとめ、提供している。

また、廃棄原因となる疾病についての説明や、と畜場のHACCP導入、枝肉拭き取り検査結果などの情報を「食肉衛生検査所便り」というコラム形式にして同時に配布している。

2 職員への研修（と畜・食鳥検査員を対象）

(1) 所内研修

実施日	対象	内容
R2. 4 月	初任者	初任者研修
R2. 4 月	初任者	対米輸出事務の基本等
R2. 5 月	指名検査員	関係法規に関すること 対米の微生物検査等について
R2. 6 月	指名検査員	輸出施設の点検について
R2. 7 月	指名検査員	荷口検査、輸出食肉、HACCP について
R2. 10 月	職員	鳥インフルエンザへの対応について
R2. 10 月	指名検査員	荷口検査、輸出食肉、HACCP 等について

(2) 外部研修への派遣

実施日	内容	出張先
R2. 12. 1～2	対米輸出認定施設における STEC 及びサルモネラの検査法に関する実習	宮崎県
R2. 2. 26	令和 2 年度対米等輸出食肉に係る指名検査員研修	鹿児島県

3 調査研究、発表等

令和 2 年度（2020 年度）は発表なし。